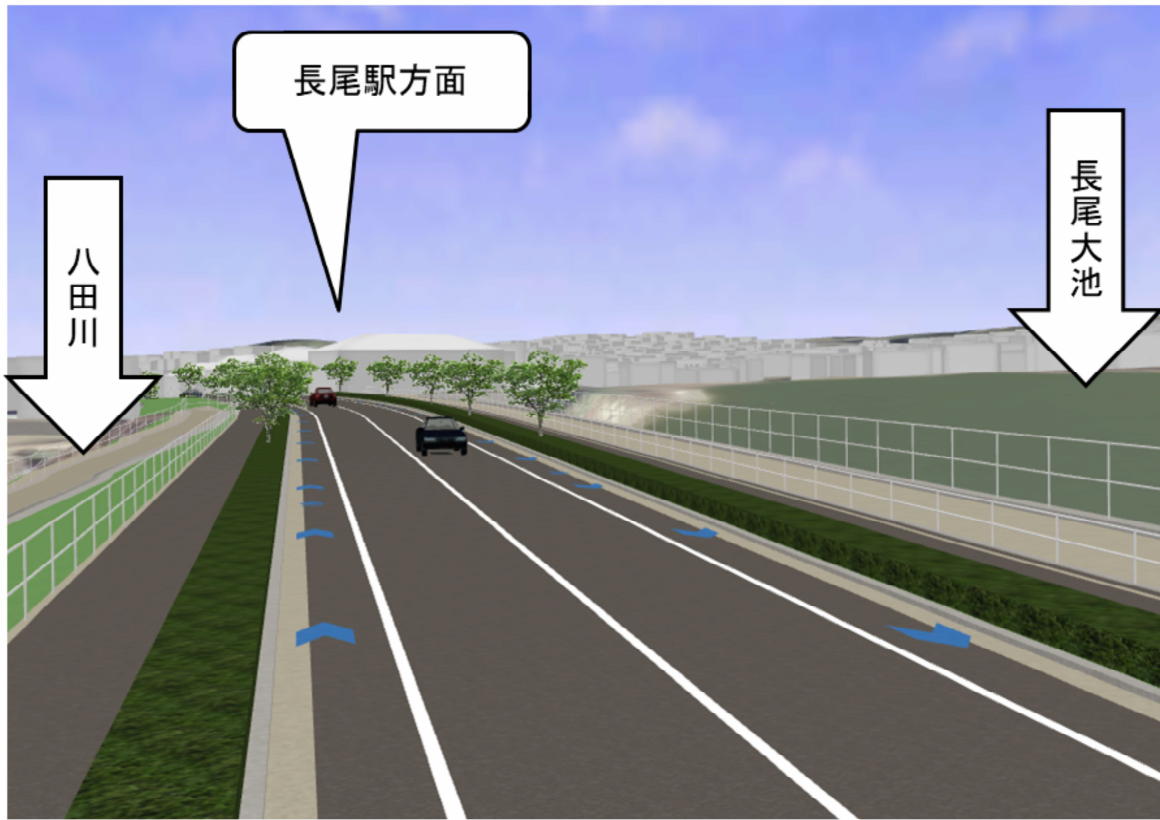
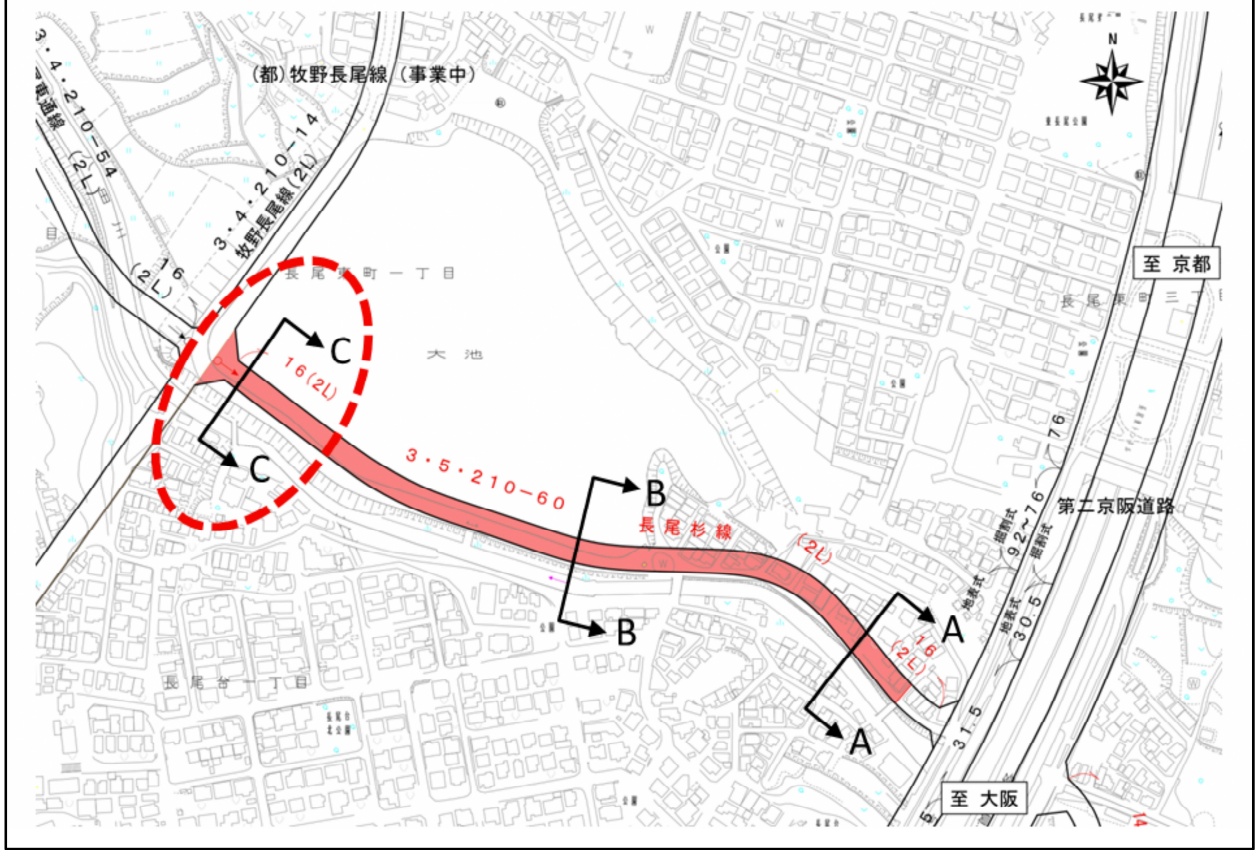


【事業計画の概要】



- B地点のイメージ図(第二京阪道路側から長尾大池側を眺めたイメージ)
- 左手が八田川、右手が長尾大池。

【事業計画の概要】

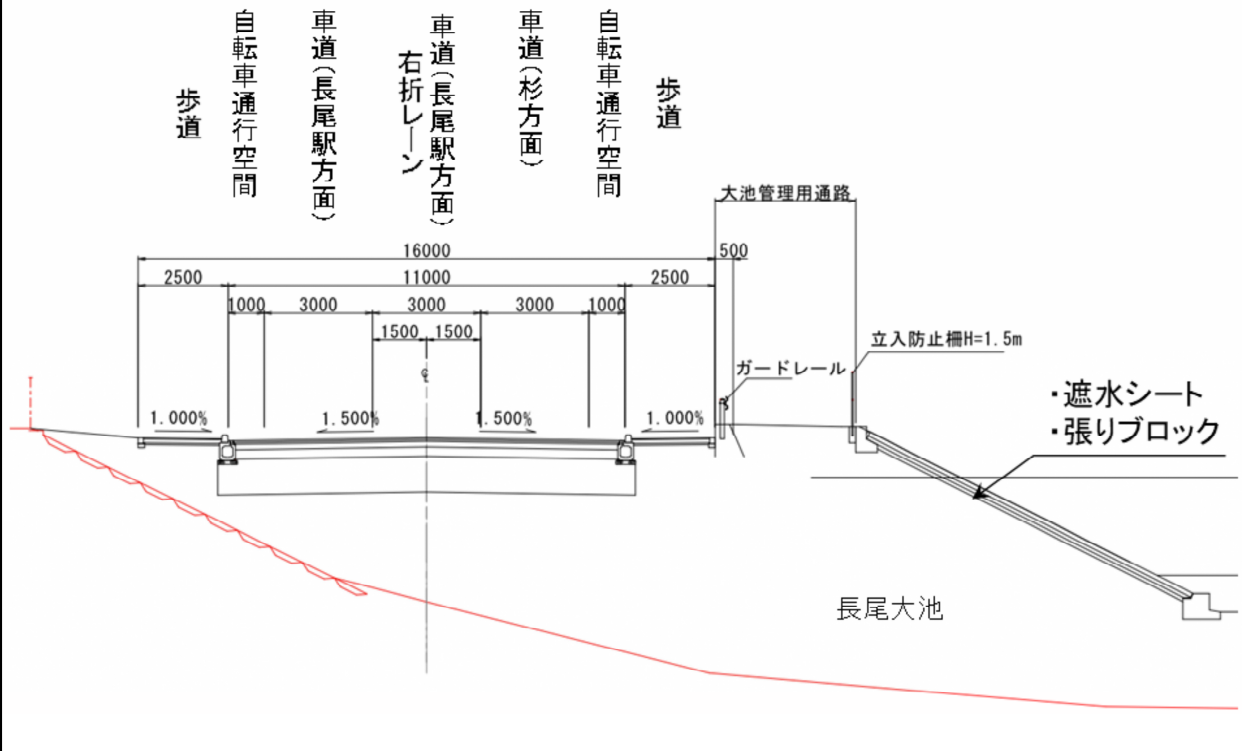


●C断面の説明

【事業計画の概要】

標準横断面図(交差点部)

C断面



●C断面は、現在整備中の牧野長尾線と平面交差する箇所。

●長尾駅方面、杉方面、それぞれの車道と、中央に長尾駅方面行きの右折レーンが各3mの幅で整備を行う。

●車道の両端には幅1mの自転車通行空間を整備し、自転車通行空間の外側に幅2.5mの歩道を整備。交差点部については、右折レーンの確保及び見通しの確保のために植樹帯の整備を行わない。

●交差点部分についても、一般部分と同様に、全幅16mの道路を整備。

【事業計画の概要】

埋設側溝の例 自転車通行空間の例



※画像は例であり、表示されている全てを長尾杉線を実施するものではありません。

出典: 日本興行株式会社

<http://www.nihon-kogyo.co.jp/>

●自転車通行空間と歩道間に設置する側溝については、箱型の埋設側溝を採用することで、路面に降り注いだ雨水の効率的な集水を行い、水たまりなどの発生を抑制するとともに、自転車の走行範囲を最大限確保し、安全な通行空間の確保する。

●舗装についても自動車から発生する騒音や自動車等のタイヤと道路との摩擦で生じる騒音を吸収する低騒音舗装の使用を予定している。

【事業認可について】

事業認可とは・・・

都市計画決定された道路等の施設を整備するにあたり、施行者（枚方市）が認可権者（大阪府）より受ける認可のこと。
（都市計画法第59条）

事業認可を受けると・・・

事業認可を受けることにより、計画区域内に存する土地に対して、都市計画法及び土地収用法に規定される様々な制限や権利を得ることとなります。
（都市計画法第65条、67条等）

【事業認可について】

【告示番号】 大阪府指令枚土第6039号

【都市計画事業の種類及び名称】

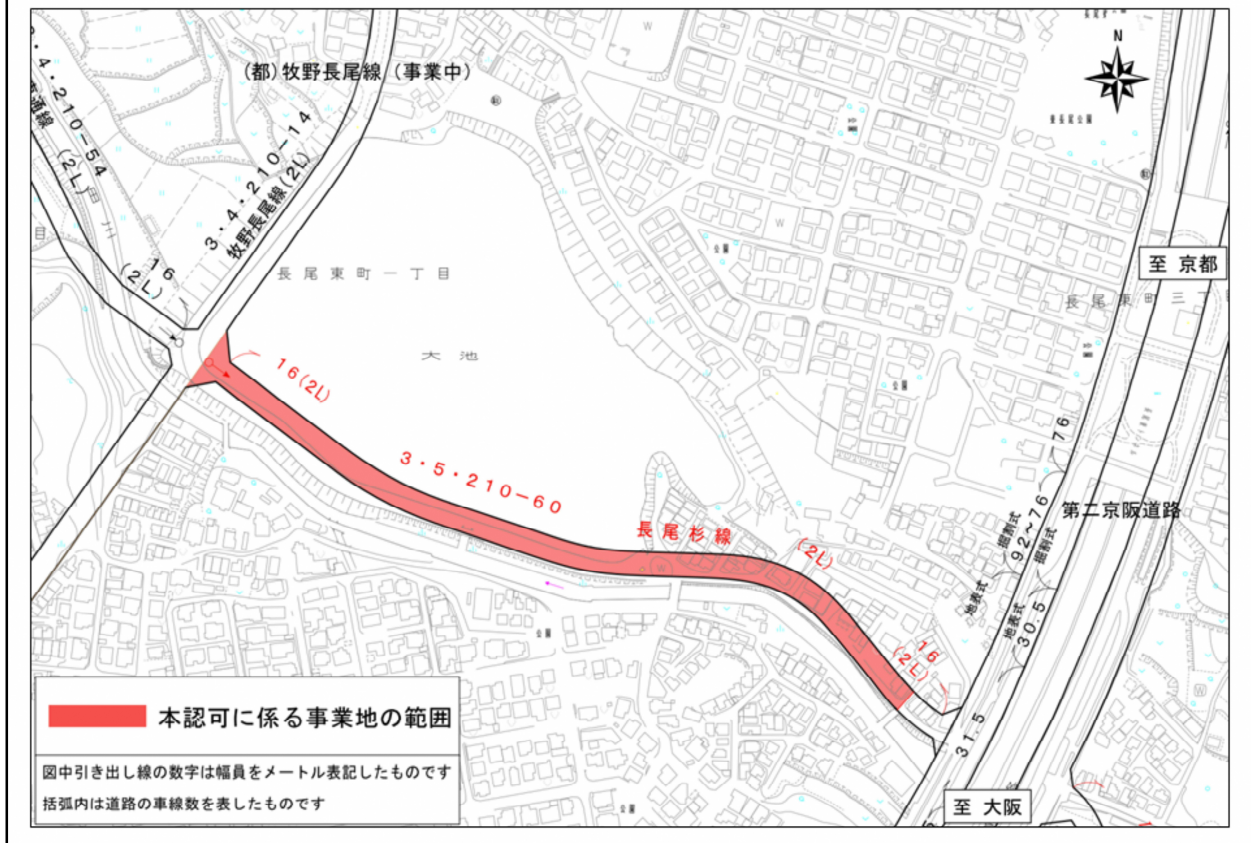
東部大阪都市計画道路事業
3・5・210-60号 長尾杉線

【施行者の名称】 枚方市

【事業地の所在】 長尾東町 1 丁目、長尾東町 3 丁目
地内

●事業認可を取得しました、都市計画道路長尾杉線の詳細につきましては資料のとおり

【事業認可について】



●着色された区域が事業認可を取得した範囲で、取得に伴い法律により制限を受ける範囲。